

道路占用許可の特例(国家戦略特別区域法)

○ 道路占用制度

道路は、一般の自由な通行を本来の目的としていることから、道路の占用に当たっては道路管理者の許可を必要としており、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない(余地要件の基準)等の基準を満たす場合、許可をすることができる。

○ 国家戦略特別区域法に基づく特例

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点を形成するため、国家戦略特別区域内において、広告塔、食事施設、自転車駐車器具、国際的な会議・イベント等のため設けられるベンチや露店等の占有許可基準を緩和する特例制度を創設。

国家戦略特別区域法に基づく特例の内容

区域計画への記載

- 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点到る広告塔、食事施設、自転車駐車器具、国際的な会議・イベント等のため設けられるベンチや露店等を対象

内閣総理大臣による認定

関係行政機関の長(国土交通大臣)の同意が必要

【特例の適用例】



占有許可基準の特例

- 余地要件の適用を除外
- 占有許可を受けた者は、周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施

【特例の適用例】

